

真鶴港の施設の利用承認等に関する事務処理要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、真鶴港の管理に関する基本協定書第6条第2項の規定に基づき、真鶴港指定管理者が行う施設の利用承認等の業務に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、別に定めのあるもののほか、港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号。以下「条例」という。）及び港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則（昭和39年神奈川県規則第126号。以下「規則」という。）の例による。

第2章 岸壁の利用承認

(岸壁の利用承認)

第3条 岸壁の利用に係る承認対象施設は、第2物揚場、第4物揚場及び第5物揚場とする。

2 指定管理者は、岸壁の利用をしようとする者に対して、岸壁利用承認申請書（第1号様式）を提出させるものとする。

3 指定管理者は、岸壁利用承認申請書の提出があったときは、利用目的、船舶の船種、船長、船幅、喫水等の諸元、施設及び他の船舶の利用状況等を勘案した上で、当該申請内容を審査（利用料相当額の証紙が貼付されていることの確認を含む。）し、支障がないと認めるときは、申請書の貼付箇所に確認印を押印し、必要事項を記載した岸壁利用承認書（第2号様式）を交付するものとする。

4 条例第6条第2項各号に掲げる船舶が岸壁を利用する場合には、前項に規定する利用の承認を要しないものであるが、指定管理者は、施設の利用状況等を踏まえ、施設の管理運営上必要な指導等を行うものとする。

(減免船舶の取扱い)

第4条 指定管理者は、条例第12条第1項に該当する船舶による岸壁の利用については、県西土木事務所小田原土木センター所長（以下「所長」という。）からの利用料免除に係る通知を受けて利用の承認を行うものとする。

2 指定管理者は、条例第12条第2項第6号に該当する可能性があると思料される船舶について岸壁について申請があったときは、第13条に規定する手続に準じて利用の承認を行うものとする。

(利用承認の取消し)

第5条 指定管理者は、施設の利用者が施設の遵守事項又は係留場所の指定に従わない場合、津

波、高潮等のおそれがある場合その他物揚場の管理上特に必要があると認めるときは、条例第27条第1項の規定に基づき、利用承認を取消し、その効力を停止し、又は施設の利用を中止させることができる。

- 2 指定管理者は、前項に規定する利用承認の取消しを行うときは、聴聞等必要な手続を経て行わなければならない。

### 第3章 係留施設の利用承認等

#### (利用承認の対象)

第6条 北物揚場の係留施設の利用承認は、クルーザーヨットを対象に、当該船舶の所有者に対して行うものとする。

- 2 南物揚場の係留施設の利用承認は、旅客又は貨物を取り扱う船舶を対象に、当該船舶の所有者に対して行うものとする。

3 第1物揚場、第3物揚場、第6物揚場、北船揚場及び南船揚場は、漁業のための船舶の係留を原則とする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、指定管理者は、臨時的又は一時的な利用であって、指定管理者が特に必要と認める船舶の係留については、前3項に規定する施設以外の施設を利用させることができる。

#### (施設の利用区分)

第7条 指定管理者は、所長と協議の上、北物揚場の係留施設に関し、艇(前条に規定する利用承認の対象となる船舶をいう。以下同じ。)を保管する区画を決定するものとする。

- 2 南物揚場、第1物揚場、第3物揚場、第6物揚場、北船揚場及び南船揚場については、専ら漁業に従事する船舶を運航する者が専ら漁業のために利用する場合は、利用の承認を要しないものであるが、指定管理者は、漁船の係留状況等について常時確認し、施設の利用区分に応じた適正な利用となるよう努めなければならない。

#### (係留施設の募集)

第8条 北物揚場の係留施設に係る1月以上の艇の利用(以下「一般利用」という。)は、次項に定める募集要項にしたがって指定管理者が募集し、当該募集結果に基づき利用の承認を行うものとする。

- 2 募集要項は、北物揚場の係留施設に空きが生じたとき、指定管理者が所長の承認を得て定めるものとする。

#### (短期係留)

第9条 臨時的又は一時的な係留に係る利用(以下「短期係留」という。)は、施設の利用状況を勘案し、管理上支障がない場合に限り、10日間を限度に認めるものとする。

- 2 前項の期間の算定は、24時間を1日として計算するものとする。

3 指定管理者は、短期係留を繰り返すことにより、利用期間が1月以上となる場合は、当該短期利用に係る利用の承認を拒まなければならない。ただし、利用期間が1月以上となることにつき事情やむを得ないと指定管理者が認める場合は、この限りでない。

(利用承認の申請)

第10条 指定管理者は、係留施設の利用承認の申請を行おうとする者に対して、次の書類を提出させるものとする。ただし、旅客若しくは貨物を取り扱う船舶又は短期係留に係る利用承認の場合にあっては、第2号から第6号までの書類の提出を求めないことができる。

- (1) 係留施設利用承認申請書(第3号様式)
- (2) 誓約書(第4号様式)
- (3) 小型船舶の登録等に関する法律第14条に規定する「登録事項証明書」の写し
- (4) 船舶安全法に規定する「船舶検査証書」の写し
- (5) 住民票
- (6) 利用承認申請に係る艇のカラー全形写真(手札型)1枚
- (7) 利用承認を申請する者の利用の範囲内で共に利用する者を登録する場合は、共同利用者名簿(第5号様式)
- (8) その他指定管理者が必要と認めるもの

2 前項第6号に規定する共同利用者名簿への登載人数は、9名までとし、共同利用者は、次の基準を満たす者であることを要するものとする。

- (1) 他の艇の申請者又は共同利用者として登録されている者でないこと。
- (2) 当該申請に係る艇の所有権(共同所有を含む。)を有すること。

3 利用の承認を要しない船舶の利用に当たっての取扱いについては、第3条第4項の規定を準用する。

(利用通知書)

第11条 指定管理者は、利用承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該申請を承認することについて支障がないと認めるときは、次条に規定する艇の確認及び利用承認を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、北物揚場の係留施設の一般利用に係る募集に伴う利用の承認の場合にあっては、指定管理者は、当該募集に対する申込内容を審査の上、利用を認めることが適当と認められた者に対し、あらかじめ利用通知書(第6号様式。以下「通知書」という。)を交付し、利用承認申請書の提出を指導するものとする。

(艇の確認及び利用承認)

第12条 指定管理者は、申請の対象となった艇を利用開始の日(一般利用に係る申請にあっては、艇の確認等の期日まで)に持参させ、申請者立会いのもと、その艇が使用に耐えるものであること、船長(係留又は陸置きするときに艇に設置されている金具及び船外機等の附属品

(以下「附属品」という。)を含めた長さ(別表第1)とし、船台等は含めないものとする。以下同じ。)の実測、艇及び附属器具(附属品及び船台等をいう。以下同じ。)が係留施設又は陸置施設の規格の範囲内に収まるか等を確認し、支障がないと認めるときは、第2項及び第3項並びに次条の規定に基づき、利用の承認を行うものとする。

- 2 利用の承認に当たっては、利用料相当額の証紙が貼付されていることを確認の上、申請書の証紙貼付箇所に確認印を押印し、真鶴港係留施設利用証(第7号様式)を交付するものとする。
- 3 前条第2項に規定する利用通知書の交付を受けた者が第1項に規定する期日までに艇の確認等の手続をしない場合は、利用承認をしないものとする。ただし、あらかじめ指定管理者に届け出て承認を受けた者については、この限りではない。
- 4 指定管理者は、前条の申請内容を審査の結果、利用を承認することが不適当と認められた場合は、この旨の通知(第8号様式)をするものとする。

#### (減免申請の取扱い)

第13条 指定管理者は、条例第12条第2項第6号に該当する艇(別表第2に掲げる艇をいう。)に関し減免の申し出があった場合は、施設利用料減免申請書(第9号様式)、別表第2に掲げる艇であることを証する資料その他必要な書類の提出を指導し、これらの書類に承認の見込みの有無等の意見を付した利用承認申請書の写しを添付して、所長に回付するものとする。

- 2 所長は、指定管理者から回付された減免申請書を審査の上、減免することが適当であると認めるときは、指定管理者を経由して施設利用料減免決定通知書(第10号様式)を申請者に交付するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、別表の(1)から(4)までに掲げる艇(一般利用の新規利用艇及び別表第2の(4)に掲げる団体が毎年度最初に減免申請する艇を除く。)に関し、当該艇であることを証する資料その他必要な書類の提示(一般利用にあっては、提出。)を受け、当該艇であることが確認できる場合には、所長から利用料減免決定通知書の交付があったものとみなし、第1項による所長への回付を省略することができる。
- 4 指定管理者は、施設利用料減免決定通知書の交付とあわせて減免申請がなされた艇の利用の承認を行うものとする。
- 5 前4項に規定するもののほか、所長と指定管理者は、協議の上、減免申請の取扱いに関する運用方法を定めることができる。
- 6 条例第12条第1項に該当する艇による係留施設の利用については、第4条第1項の規定を準用する。

#### (継続して利用する場合の申請等)

第14条 指定管理者は、一般利用を承認した者に対し、利用承認をした期間の満了後も引き続き利用しようとする場合は次項の手続を行う必要がある旨了知するための文書(第11号様式)を送付するものとする。ただし、旅客又は貨物を取り扱う船舶については、別の取扱いをするこ

とができる。

- 2 指定管理者は、利用承認を受けた者が、利用承認を受けた期間の満了後も引き続き利用しようとする場合は、利用承認を受けた期間の満了日の前45日から15日までの間に、第10条の規定による手続を行わせなければならない。ただし、病気その他の特別な理由により利用承認を受けた者に手続を行わせることができない場合及び管理運営上所長が特に必要とする場合は、指定管理者は利用承認期間満了までを限度に手続期間を変更することができる。
- 3 指定管理者は、前項の規定に基づく手続につき、第10条第1項第6号の書類の提出を省略することができるものとする。
- 4 指定管理者は、前項の規定に基づく申請があった場合、審査の結果、施設を引き続き利用させることについて特別の支障があると認められる場合を除き、これを承認するものとする。ただし、クルーザーヨットに係る利用承認であって、病気その他の特別な理由がなく、利用承認を受けた期間中に出港しなかった者に対しては承認しないことができる。
- 5 指定管理者は、前項ただし書に規定する者に対しては、あらかじめ、引き続き利用承認できないこととなる旨を文書（第12号様式）で警告するものとする。
- 6 指定管理者は、第4項の承認をする場合には、第11条第2項の利用通知書の発行及び第12条第1項の利用艇の確認を省略することができる。

（施設利用場所の指定等）

第15条 指定管理者は、一般利用を承認した者に対しては、係留する場所を指定し、指定した場所以外の利用は認めないものとする。

- 2 指定管理者は、短期承認等をした者に対しては、施設の利用状況に応じて、利用場所を指定するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、北物揚場の係留施設における係留（一般利用に限る。）場所の変更について、次の各号に掲げる要件を満たした場合は、これを認めることができる。
  - (1) 現在利用承認を受けている艇相互間の保管場所の交換であること。
  - (2) 交換に係る係留場所又は船舶保管場所の利用者の合意による申請に基づくものであること。
  - (3) 異動先に係る係留場所又は船舶保管場所の規格の範囲内であること。
  - (4) その他管理運営上支障がないこと。
- 4 指定管理者は、係留施設の管理上特に必要があると認めるときは、係留場所の指定の変更、これらの施設の利用の方法の変更又は利用の中止をさせることができる。

（利用承認事項等変更の届出）

第16条 指定管理者は、利用承認を受けている期間中に、利用承認を受けた者の住所、氏名、連絡先、附属器具（船台等を除く。）等に変更があった場合、又は共同利用者の住所、氏名に変更があった場合には、遅滞なく、利用承認事項等変更届（第13号様式）に関係書類を添えて提出させるものとする。

- 2 指定管理者は、利用承認事項等変更届が提出されたときは、内容を確認し、施設利用者台帳に所要の修正等を行うものとする。
- 3 指定管理者は、利用承認を受けた者が、附属器具（船台等を除く。）を変更した場合で、前項の確認により、変更後の船長が利用承認を受けた船長を超え、条例の料金区分が変更となる場合には、第1項の手続のほか、第10条、第12条及び第13条の規定に基づく手続きを行わせるものとする。
- 4 指定管理者は、前項の規定に基づく第9条の手続につき、同条第1項第2号から第7号まで又は同条第2項第2号の書類の一部の提出を省略することができるものとする。

#### （共同利用艇の取扱い）

第17条 指定管理者は、共同利用者の登録がなされていない艇について、新たに共同利用者の登録をしたい旨の申出があった場合は、第10条第2項の要件に該当する場合に限ってこれを認めるものとする。

- 2 共同利用者の登録を受けている艇において共同利用者の変更又は追加をしたい旨の申出があった場合は、第10条第2項に規定する人数を限度として、次の各号に該当する者に限りこれを認めるものとする。ただし、第3号の適用に当たっては、共同利用者の変更後においても、第8条第1項に規定する募集結果に基づき新規の利用承認を受けた者（次条第1項又は第2項第1号の規定により新たに利用承認を受けた者を含む。）又はこの利用承認の際共同利用者名簿に登録された者（第1号又は第2号の規定により共同利用者となった者を含む。）が1名以上存在することを要する。

- (1) 相続人、合併又は分割により設立された法人その他の共同利用者の一般承継人
- (2) 共同利用者の配偶者又は2親等以内の血族
- (3) 当該艇について、所有権（共同所有）を有している者

- 3 指定管理者は、前2項の申出があった場合は、共同利用者変更（追加）届（第14号様式）を提出させ、施設利用者台帳に所要の修正等を行うものとする。

#### （利用名義の変更）

第18条 指定管理者は、利用承認を受けている者の相続人、合併又は分割により設立された法人その他の利用承認を受けている者の一般承継人から、当該艇について新たに利用承認を受けたい旨の申出があった場合は、名義変更（地位の承継）届（第15号様式）を提出させるとともに、新たに利用承認を受けようとする者に第10条、第12条及び第13条の規定に基づいて必要な手続きを行わせるものとする。

- 2 指定管理者は、利用承認を受けている者から利用承認に基づく権利をその艇を引き継いだ者に譲渡したい旨の申出があった場合は、次の者（前条第1項の規定により共同利用艇に変更した場合にあっては、第1号に該当する者に限る。）に譲渡する場合に限りこれを認めるものとする。この場合にあっては、名義変更（権利の譲渡）承認申請書（第16号様式）を提出させるとともに、新たに利用承認を受けようとする者に第10条、第12条及び第13条の規定に基づき必

要な手続を行わせるものとする。

- (1) 利用承認を受けている者の配偶者又は2親等以内の血族
- (2) 第10条第1項第6号に規定する共同利用者名簿に登録されている者

#### (艇の変更の禁止)

第19条 一般利用の承認を受けている艇(クルーザーヨットに限る。)の変更については、これを認めない。ただし、次の各号に掲げる者が利用承認を受けて使用している艇については、申出により変更を認めることができる。

- (1) 艇の変更を申し出た際に、現に年間24回以上の出艇(複数日に渡る遠洋航海のために出艇する場合には、航海日数を出艇回数として加算する。)が3年以上の間継続している者
- (2) 台風等自然災害に起因する損傷等により艇を変更する必要があると指定管理者が認める者

- 2 指定管理者は、艇の変更を認める場合は、係留船舶変更届(第17号様式)を提出させるとともに、第10条、第12条及び第13条の規定に基づく手続を行わせるものとする。
- 3 第1項第2号の規定により艇を変更する場合は、変更後の艇について利用承認する期間の終期は変更前の艇について利用承認した期間の終期に一致させるものとする。

#### (利用の廃止)

第20条 指定管理者は、係留施設の利用を廃止する旨の申出があったときは、係留施設利用廃止届(第18号様式)を提出させるものとする。

#### (手続未了者に対する措置等)

第21条 指定管理者は、利用承認期間満了までに、第14条第2項に規定する手続をとらない者に対しては、期日を定めて、施設の継続利用に係る催告(第19号様式)を行い、当該催告による期日を経過してもなお手続をとらない場合は、施設の継続利用の意思がないものとみなし、以後、利用を認めないものとし、施設の利用廃止届を提出させ、艇を施設外に搬出させることができる。

- 2 利用承認期間満了日から3箇月を経過してもなお前項の催告に対して何ら意思表示のない者については、指定管理者は、その艇を他の場所に移動し、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。この場合において指定管理者は、艇の利用廃止、艇の搬出等について通知文(第20号様式)を送付する等所要の手続をとるものとする。
- 3 係留施設の利用承認の取消し、効力の停止及び施設の利用の中止については、第5条の規定を準用する。

#### (施設利用台帳)

第22条 指定管理者は、一般利用の申請に関し利用承認をした場合は、係留施設利用台帳(第21号様式)を作成し、常に利用状況を明らかにしておかなければならない。

2 指定管理者は、利用の廃止又は利用承認の取消しをしたときは、当該利用の廃止等に係る施設利用台帳を抹消し、廃止台帳として別途保管しておくものとする。

(施設利用者指導)

第23条 指定管理者は、北物揚場における施設利用者の安全に寄与するため、適宜気象情報の提供を行うものとする。

2 係留施設利用者が艇(クルーザーヨットに限る。)を利用する場合には、出艇届(第22号様式)を提出させ、艇が帰港したときは、出艇届に帰港日時を記入させるものとする。

3 指定管理者は、一般利用を承認した艇には、利用承認を受けた期間中、利用場所番号及び利用期限を記入した標識(第23号様式)を艇の後側部にはり付けさせるものとする。

4 指定管理者は、利用承認を受けている期間中に艇を一時搬出しようとするときは、係留艇一時搬出届(第24号様式)を提出させ、確認した後、搬出させるものとする。

(競技会等のための利用)

第24条 指定管理者は、競技会等を開催するため施設を利用させようとするときは、競技会等の主催者に対し、利用を希望する日の30日前までに、競技会等開催届(第25号様式)を提出させるものとする。

2 前項の届出が提出されたときは、指定管理者は、施設の管理上、利用上の支障の有無等を検討し、必要に応じて、主催者に対して調整し、又は指導するものとする。

(指導事項)

第25条 指定管理者は、条例第8条に規定する遵守事項及び前2条の手續等のほか、快適で安全な施設運営を行うための指導事項を定めることができる。

2 前項の指導事項を定めたときは、所長にこれを通知するものとする。

## 第4章 入出港届の受付

(入出港届の受付)

第26条 指定管理者は、船舶が入港したときは、条例第14条及び規則第8条の規定に基づき、入出港の届出を受け付け、これを所長に回付するものとする。

## 第5章 荷さばき地の利用承認

(荷さばき地の利用承認)

第27条 指定管理者は、荷さばき地の利用をしようとするものに対して、荷さばき地利用承認申請書(第26号様式)を提出させるものとする。

2 指定管理者は、荷さばき地利用承認申請書の提出があったときは、利用目的、利用内容、利用期間等の利用計画を確認し、審査の上支障がないと認めるときは、必要事項を記載した荷さばき地利用承認書(第27号様式)を交付するとともに、利用料の徴収を行うものとする。



- 3 前項に規定する利用料の徴収は、真鶴町予算決算会計規則（昭和63年真鶴町規則第3号）に基づく納入通知書を利用者に交付する方法により行うものとする。
- 4 荷さばき地利用料の減免並びに荷さばき地の利用承認の取消し、効力の停止及び施設の利用の中止については、第4条及び第5条の規定を準用する。
- 5 利用の承認を要しない船舶又は車両の利用に当たっての取扱いについては、第3条第4項の規定を準用する。

## 第6章 施設の利用に係る指導

### （専用利用承認等の指導）

- 第28条 指定管理者は、条例第3条第1項ただし書に基づく許可又は条例第5条第1項に基づく承認その他の法令に基づく許可等を要する行為について相談があったときは、所長と連絡調整の上、申請手続等を指導するものとする。
- 2 指定管理者は、前項による指導の結果、当該申請書が指定管理者に提出された場合は、当該申請書に意見を付して所長に送付するものとする。

### （真鶴港一時使用届）

- 第29条 指定管理者は、法令及び条例に基づく許可又は承認を要しない行為で通常の利用とは異なる使用の申出があったときは、真鶴港一時使用届（第28号様式）を提出させるものとする。
- 2 指定管理者は、前項の届出書の提出を受けたときは、この写しを所長に送付するものとする。

### （施設の利用の中止等）

- 第30条 指定管理者は、津波、高潮、波浪その他の災害及び緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあるときその他管理上特に必要があると認めるときは、管理する施設の全部又は一部の利用を中止させ、又はその利用の方法を変更させることができるものとする。

## 第7章 雑則

### （雑則）

- 第31条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、港湾管理者と指定管理者が協議して定めるものとする。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成24年6月30日以前に利用の承認を受けている者の艇の船長については、第12条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、当該艇において第14条の規定により継続利用する場合も、なお当面の間、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、要綱第16条第1項の規定により附属器具（船台等を除く。）の変更

をした場合については、新たに利用承認を受けた日以後の期間につき要綱の船長を適用する。

- 4 従前の真鶴港の施設の利用承認等に関する事務処理要綱で定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 従前の真鶴港の施設の利用承認等に関する事務処理要綱で定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

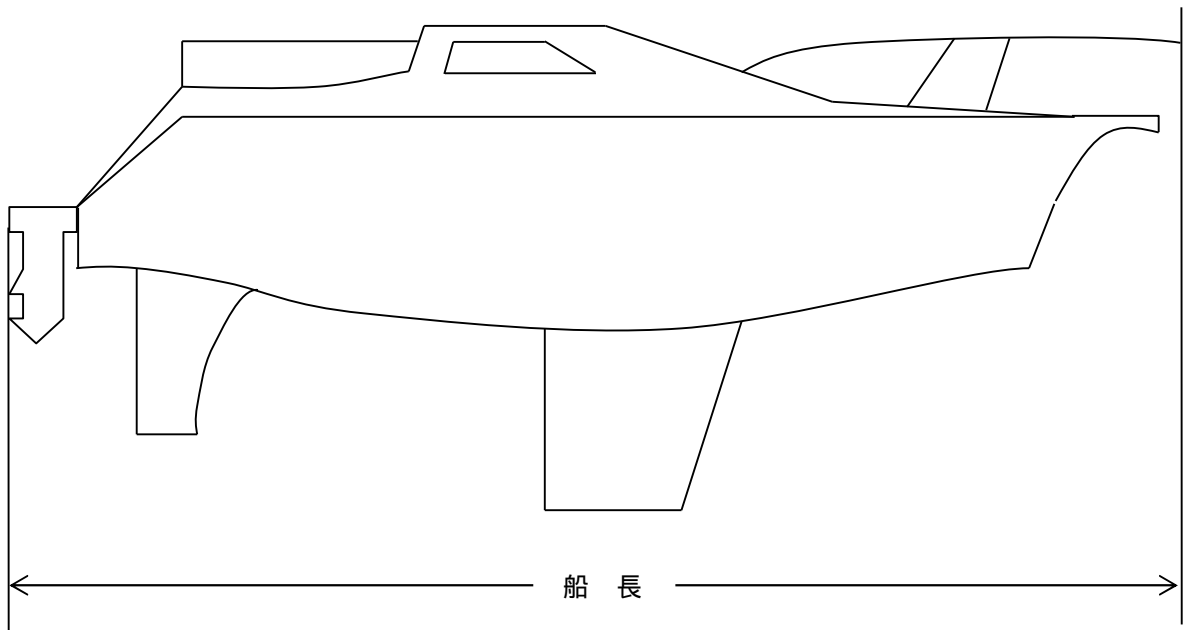
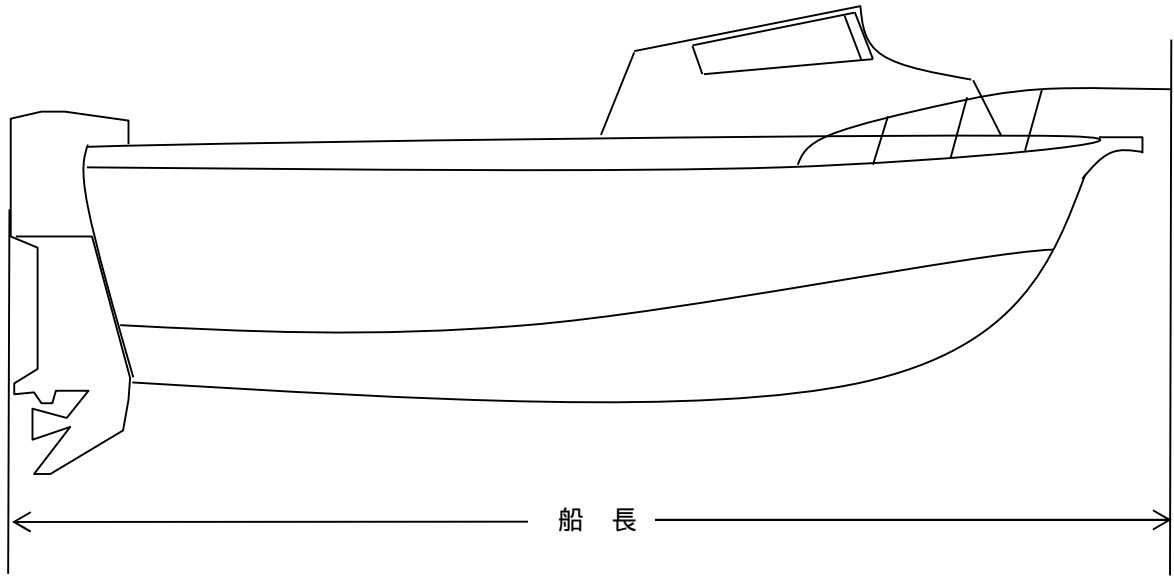
#### 附 則

この要綱は、平成29年4月12日から施行する。

第1号様式（第3条関係）	岸壁利用承認申請書
第2号様式（第3条関係）	岸壁利用承認書
第3号様式（第10条関係）	係留施設利用承認申請書
第4号様式（第10条関係）	誓約書
第5号様式（第10条関係）	共同利用者名簿
第6号様式（第11条関係）	利用通知書
第7号様式（第12条関係）	真鶴港係留施設利用証
第8号様式（第13条関係）	係留施設利用不承認通知書
第9号様式（第13条関係）	施設利用料減免申請書
第10号様式（第13条関係）	施設利用料減免決定通知書
第11号様式（第14条関係）	係留施設の継続利用の手続について
第12号様式（第14条関係）	施設利用の継続について(通知)
第13号様式（第16条関係）	利用承認事項等変更届
第14号様式（第17条関係）	共同利用者変更（追加）届
第15号様式（第18条関係）	名義変更（地位の承継）届
第16号様式（第18条関係）	名義変更（権利の譲渡）承認申請書
第17号様式（第19条関係）	係留船舶変更届
第18号様式（第20条関係）	係留施設利用廃止届
第19号様式（第21条関係）	施設の継続利用の手続について（勧告）
第20号様式（第21条関係）	施設利用廃止届の提出について（通知）
第21号様式（第22条関係）	係留施設利用台帳
第22号様式（第23条関係）	出艇届
第23号様式（第23条関係）	<標識>
第24号様式（第23条関係）	係留艇一時搬出届
第25号様式（第24条関係）	競技会等開催届

第26号様式（第27条関係） 荷さばき土地利用承認申請書  
第27号様式（第27条関係） 荷さばき土地利用承認書  
第28号様式（第29条関係） 真鶴港一時使用届

別表第1 (第12条関係)



別表第2(第13条関係)

船舶の種類	利用料の種類	減免の内容	提出(提示)書類等	
(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「学校教育法」という。)第1条に規定する学校のヨット部等(当該学校の長が認めた課外活動を行う団体に限る。)が当該団体本来の活動のために使用する艇	条例別表第1の2係留料及び3陸置料	5割の減額	所属団体課外活動証明書(提出)	
(2) 学校教育法第1条に規定する学校の児童、生徒及び学生が使用する艇(ディンギーヨットの短期利用に限る。)			学生証(提示) 学生証を所持していない場合、申請書に在校名及び学年を記入	
(3) 障害者手帳の所持者が常時操船する艇及びその伴走艇			短期利用	障害者手帳(提示)
			一般利用	障害者手帳の写し(提出)
(4) 青少年を対象として海洋思想の普及又はスポーツ振興に寄与するために活動する団体が、当該団体本来の活動のために使用する艇			団体の定款等(提出) 団体会員の募集要項(提出) 当該年度の事業計画書(提出) 前年度の事業報告書(提出)	
(5) 指定管理者が施設の管理運営のために使用する艇			免除	-
(6) 第16条第3項の規定により附属器具(船台等を除く。)を変更した場合における新たに利用承認を受けようとする艇			新たに利用承認を受けた日から変更前の艇について利用承認を受けている期間が満了する日までの間に係る既納の利用料に相当する額の減額	利用承認事項等変更届(提出)
(7) 第18条の規定により名義を変更する場合における新たに利用承認を受けようとする艇			新たに利用承認を受けた日から当該艇について利用承認を受けている期間が満了する日までの間に係る既納の利用料に相当する額の減額	名義変更(地位の承継)届(提出) 名義変更(権利の譲渡)承認申請書(提出)
(8) 第19条第1項ただし書の規定により艇を変更する場合における新たに利用承認を受けようとする艇			新たに利用承認を受けた日から変更前の艇について利用承認を受けている期間が満了する日までの間に係る既納の利用料に相当する額の減額	艇の変更届(提出)
(9) その他条例第12条第2項第6号の規定に基づき減免を認められた艇	5割の減額又は免除	必要に応じて提出(提示)を指導		

備考 1 表中の(1)から(9)までの各減免措置を1つの艇について重複して適用することはできないものとする。

2 表中の(6)から(8)までの減額措置については、次の算式による。

変更後の利用承認期間に係る利用料 - (既納の変更前の利用承認期間に係る利用料の1日当たりの額 × 変更後の利用承認期間の始期から変更前の利用承認期間の終期までの期間の日数)

3 減額の取扱いをした場合に、減額後の利用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

4 表中の(1)、(3)、(4)及び(9)の提出書類については、毎年度提出が必要となる。

5 同一の利用者が、同一年度に複数の艇について減免申請をする場合には、提出書類は各1部で足りるものとする。

第1号様式(第3条関係)

神奈川県収入証紙はり付け欄

### 岸壁利用承認申請書

平成 年 月 日  
真鶴町長 殿

申請者 住所  
氏名  
電話

次のとおり真鶴港の 岸壁施設を利用したいので、承認を申請します。

船種	作業船	船名	
総トン数	トン	船長の氏名	
船主の住所及び氏名又は名称			
船の長さ	m	き っ 水	船首 m 船尾 m
仕出港		仕向港	
乗船客の数又は 舟積貨物の数量		下船客の数又は 舟積貨物の数量	
定期不定期の別	定 期 ( 1 日 1 回、 1 回当たり所要見込 時間 ) 不 定 期 ( 時 分 から 時 分 まで )		
利用期間			
利用料	円 ( 1 トンあたり 円 )		

備考 印の欄には、記入しないで下さい。

第2号様式（第3条関係）

**岸壁利用承認書**

平成 年 月 日

殿

真鶴町長

次のとおり真鶴港の 岸壁の利用を承認する。

船 種		船 名	
総トン数	トン	船長の氏名	
船主の住所及び氏名又は名称			
船 の 長	m	き っ 水	船首 m 船尾 m
仕 出 港		仕 向 港	
乗船客の数又は 舟積貨物の数量		下船客の数又は 舟積貨物の数量	
定期不定期の別	定 期（1日当たり 不定期（ 時	回、1回当たり所要見込 分から 時 分まで）	時間）
利用期間			
利用料	円（1トン当たり 円）		

神奈川県収入証紙ちょう付欄

## 係留施設利用承認申請書

年 月 日

真 鶴 町 長 様

〒  
 申請者 住 所  
 氏 名 (印)  
 電話番号

次のとおり係留施設を利用したいので、承認を申請します。

船 名		セール番号	
船 の 規 格		船 の 長 さ	全長 <span style="float: right;">m</span>
			全幅 <span style="float: right;">m</span>
船 の 特 徴	F・R・P、木製 (材質) その他	船の 製造年月日	年 月
利用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
連 絡 先	電 話		
添 付 書 類			
施設 利用番号		利 用 料	円

注 印の欄には、記入しないこと。



神奈川県収入証紙ちょう付欄

## 臨時係留施設利用承認申請書

年 月 日

真 鶴 町 長 様

〒  
申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号

次のとおり短期による係留施設を利用したいので、承認を申請します。

乗 組 員 (申請者を除く)	氏 名	年 令	住 所	電 話 番 号	
船 名			船 の 規 格		
セール番号			船 の 長 さ	m	
入 港	月	日	時	分	
出 港 予 定	月	日	時	分	
出 港 確 認	月	日	時	分	
行 先			利 用 料	円	

注 印の欄には、記入しないこと。

## 誓 約 書

真鶴港の係留施設の利用が承認された際には、港湾施設の設置及び管理等に関する条例、同条例の施行等に関する規則、真鶴港の施設利用承認等に関する事務処理要綱に定められた事項を守るほか、係員の指示に従います。

なお、これらのことに違反し、又は、町に迷惑をかけたときは、如何なる処置をとられても異議の申し立てはいたしません。

以上のとおり誓約いたします。

年 月 日

真 鶴 町 長 様

住 所

氏 名

④

## 共同利用者名簿

ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住所	〒 電話 ( )
海技免状番号	級 番号
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住所	〒 電話 ( )
海技免状番号	級 番号
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住所	〒 電話 ( )
海技免状番号	級 番号
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住所	〒 電話 ( )
海技免状番号	級 番号
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住所	〒 電話 ( )
海技免状番号	級 番号
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住所	〒 電話 ( )
海技免状番号	級 番号
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住所	〒 電話 ( )
海技免状番号	級 番号
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住所	〒 電話 ( )
海技免状番号	級 番号
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住所	〒 電話 ( )
海技免状番号	級 番号

年 月 日

様

真鶴町長

利 用 通 知 書

年 月 日付けで申請のありました施設の利用については、次のとおり承認される見込みですので、利用料を神奈川県収入証紙で納入して下さい。

なお、指定の期日までに、この手続きをされない場合は、利用を承認されないことがあります。

記

船 名		船の長さ	m
利 用 料	円	利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用料の 納入方法			
振 込 先			
そ の 他			

問い合わせ先  
真鶴港管理事務所  
電話

【表面】

(6.0センチメートル 9.0センチメートル)

<b>真鶴港係留施設利用証</b>	
写 真	氏 名 _____ 船 種 _____ 利用施設番号 _____
上記の者は、真鶴港係留施設を利用できる者である。	
年 月 日	真 鶴 町 長 <span style="border: 1px dashed black; display: inline-block; width: 60px; height: 60px; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"></span>

【裏面】

<b>注 意 事 項</b>
<ol style="list-style-type: none"><li>1 利用の際は、必ず係員にお見せ下さい。</li><li>2 利用場所については、係員の指示に従って下さい。</li><li>3 利用承認期間が満了したり、本証が不用になったときは、必ず返却して下さい。</li><li>4 表面に記載されている者が、記載されている船舶で施設を利用できます。</li><li>5 本証を不正に使用した場合は、それ以降無効とし、回収します。</li><li>6 法人又は団体の利用については、写真の貼付は要しません。ただし、利用の際は、当該法人又は団体に所属する者であることを証明する身分証明書を携行し、係員にお見せ下さい。</li></ol>

第 号  
年 月 日

様

真鶴町長

## 係留施設利用不承認通知書

あなたが、 年 月 日づけで提出されました真鶴港係留施設利用承認申請については、次の理由により、承認できませんのでご了承願います。

理 由	
-----	--

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に真鶴町長を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

上記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に葉山町長を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

問い合わせ先  
真鶴港管理事務所  
電話

施設利用料減免申請書

年 月 日

神奈川県西土木事務所長 様

申請者 住所

氏名 ⑩

次のとおり真鶴港係留施設利用料の減免を申請します。

施設名 (利用番号)			
船の規格		船の長さ	m
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
減免を受けようとする理由			

第 号  
年 月 日

施設利用料減免決定通知書

様

神奈川県西土木事務所長

年 月 日付けで申請のありました真鶴港係留施設

利用料の減免については、次のとおり決定しましたので通知します。

施設名 (利用番号)			
船の規格		船の長さ	m
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
利用料	減免決定額	減免決定後の利用料	
円	円	円	



第 号  
年 月 日

様

真鶴町長

施設利用の継続について ( 通知 )

あなたが利用している 施設 (            -            ) については、 年  
月 日をもって利用承認の期間が満了しますが、あなたは 年 月  
日現在で利用承認の期間中に一度も出港されていません。

このまま当該利用承認の期間中に 出港されない場合は、前記施設の継続利用  
ができませんので御注意ください。

問い合わせ先  
真鶴港管理事務所  
電話

年 月 日

様

真鶴町長

### 真鶴港施設継続利用の手続きについて(通知)

あなたの利用している施設は、年 月 日で利用承認期間が満了となりますので、引き続き利用される場合は、施設の利用承認手続きをし、利用料を納入してください。

なお、期間満了日までに手続きをしない場合は、利用の意思がないものとして処理しますのでご注意ください。

#### 1 利用承認手続

- (1) 利用承認申請書(管理事務所に用意してあります。)
- (2) 個人の方は印鑑及び住民票(共同利用者を登録している場合は、共同利用者全員の住民票)を持参してください。
- (3) 法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名。  
(例)学校については、校長名又は学長名で申請してください。
- (4) 本人以外の方が申請する場合は、必ず委任状を提出してください。
- (5) 小型船舶の登録等に関する法律第2条の小型船舶については、小型船舶登録事項証明書及び船舶検査証書の写しを添付してください。

問い合わせ先  
真鶴港管理事務所  
電話

利用承認事項等変更届

年 月 日

真 鶴 町 長 様

住所

氏名 印

〔 法人その他の団体にあつては、所在地名称  
並びに代表者の氏名及び印 〕

（ 利用施設番号 - ）

次のとおり利用承認事項等に変更があつたので、届け出ます。

	変更事項	変 更 前	変 更 後
利用承認を受けている者	住 所		
	氏 名		
	連 絡 先	( )	( )
	船 名		
	セール番号		
	附属器具		
	変更年月日	年 月 日	
共同利用者	住 所		
	氏 名		
	変更年月日	年 月 日	
	特記事項		

添付書類・住民票、戸籍抄本等、変更の事実を証する書面を添付してください。

## 共同利用者変更追加届

年 月 日

真 鶴 町 長 様

住 所

氏 名

印

（施設利用番号 - ）

〔法人その他の団体にあつては、所在地  
 名称並びに代表者の氏名及び印〕

次のとおり、共同利用者の変更をしたいので届け出ます。

現在の共同 利用者の氏名	変 更 後 の 共 同 利 用 者			
	氏 名	住 所	生年月日	区 分
				継続・変更・追加
				継続・変更・追加
				継続・変更・追加
				継続・変更・追加
				継続・変更・追加
				継続・変更・追加
				継続・変更・追加
				継続・変更・追加
				継続・変更・追加

（注）1 「区分」欄は、該当するものを——で囲んでください。

2 「区分」の別（下記除外の場合は、該当なし）

\* 継続：現在の共同利用者が引き続き共同利用者となる場合

\* 変更：継続、追加いずれにも該当しない場合

\* 追加：現在の共同利用者に変更がない場合で、新たな共同利用者を記載する場合

3 現在の共同利用者のうち、除外する共同利用者がある場合は、現在の共同利用者を記載した後、該当者を——で消して（上書きして）ください。

（——除外の場合のみでも、本届け出が必要です。）

## 名義変更（地位の承継）届

年 月 日

真 鶴 町 長 様

甲 住 所

氏 名

乙 住 所

氏 名

印

次の係留施設の利用にあたり、現在甲が利用承認を受けている地位を乙が承継したため、利用承認を受けている名義を甲から乙に変更するので届け出ます。

利用施設番号	
艇 種	
艇名又はセール番号	
利用承認期間満了日	年 月 日
承認の年月日	年 月 日
乙の利用に係る共同利用者	別添共同利用者名簿のとおり

- （注）
- （1） 住所欄、氏名欄は、自署によるものとする。
  - （2） 相続、遺贈等、現名義人（甲欄）の記載ができない場合は、乙欄のみの記載とする。
  - （3） 承継を証する書面（戸籍抄本等）を添付すること。

## 名義変更（権利の譲渡）承認申請書

年 月 日

真 鶴 町 長 様

住 所

氏 名

印

次の係留施設の利用にあたり、現在私が利用承認を受けている名義を変更したいので申請します。

名義変更を受ける者 (権利を譲り受ける者)	氏 名	
	住 所	
利用施設番号		
艇 種		
艇名又はセール番号		
甲の利用承認期間満了日	年 月 日	
名義変更希望日	年 月 日	

- (注) 1 配偶者又は2親等以内の血族への名義変更の場合は、甲、乙の続柄を証する書面（戸籍抄本等）を添付してください。
- 2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

係 留 船 舶 変 更 届

年 月 日

真 鶴 町 長 様

住 所

氏 名

印

〔 法人その他の団体にあつては、所在地  
名称並びに代表者の氏名及び印 〕

次の 係留 施設の利用にあたり、艇の変更をしたいので届け出ます。

	新	旧
利用施設番号		
艇 種		
艇名又はセール番号		
艇 長		
艇 幅		
総 重 量		
吃 水		
変 更 の 理 由		
施設利用 承認状況	年 月 日まで	

添付書類

誓約書、住民票（抄本）、カタログ又は設計図、艇の写真

登録事項証明書（船舶検査証書）の写し、船台の規格が明らかになる図面

（クルーザーヨットの場合のみ）

（クルーザーヨットの場合のみ）

係留施設利用廃止届

年 月 日

真 鶴 町 長 様

住 所

氏 名

印

( 法人その他の団体にあつては、所在地  
名称並びに代表者の氏名及び印 )

次のとおり 係留 施設の利用を廃止するので届け出ます。

利用施設番号		艇種又は船名		セール番号	
利用承認期間	年 月 日				
利用廃止 予定年月日	年 月 日		艇搬出予 定年月日	年 月 日	

上記の艇の搬出を確認しました。

年 月 日

真 鶴 町 長 様

確認者 職氏名



第 号

様

施設の継続利用の手続きについて(勧告)

あなたが利用している係留( - )号の施設利用については、利用承認期間が満了しています。

引き続き施設を利用する意思がある場合は、 年 月 日までに継続利用の手続きをとられるよう勧告します。

なお、前記の期日までに手続きがとられない場合は、利用の意思がないものとして、利用廃止の措置をとりますので、ご注意ください。

年 月 日

真 鶴 町 長

問い合わせ先  
真鶴港管理事務所  
電話

第 号  
年 月 日

様

真 鶴 町 長

施設利用廃止届の提出について(通知)

あなたが利用している 施設( )については、 年 月  
日をもって利用承認の期間が満了しています。

このことについては、先に勧告( 年 月 日付け第 号)したところ  
ですが、未だに継続して利用する手続きがとられていませんので、速やかに利用廃止  
の手続きをとるとともに、使用する艇を真鶴港の施設から搬出されるよう通知します。

問い合わせ先  
真鶴港管理事務所  
電話

第21号様式(第22条関係)

施設番号					
名 義 人	氏名			電話番号	
	住所	〒		< 共同利用者氏名 >	
船名					
セール番号	製造年月 船検番号				
艇区分	艇長				
艇の特徴	艇の幅				
連 絡 先	氏名				電話番号
	住所	〒			
利 用 承 認 状 況					
承認状態	処理年月日 収受番号	処 理 承 認 期 間	利 用 料 (差 額)		利用保証番号 施行番号
		~			
		~			
		~			
		~			
		~			
		~			
		~			
		~			
		~			

留 施 設 利 用 台 帳

# 出 艇 届

年 月 日

船 名		艇 種		セー ル			
艇 長 名		年 令	才	海 技 免 状	級		
艇長の住所				電 話			
乗船者名、電話、年令							
	乗船者名	年 令	電 話		乗船者名	年 令	電 話
出 港 日	年	月	日	時	分	帰 港 確 認	
帰 港 日	年	月	日	時	分	月	日 時 分
行先、航程							

(注) 必ず到着地から電話連絡をしてください。

(真鶴港管理事務所 8:30~17:00 の時間に

までに連絡してください。)

第23号様式（第23条関係）

標 識



内円地色は、銀色

外円地色は、緑色。文字は、白色

第24号様式(第23条関係)

係留艇一時搬出届

年 月 日

真 鶴 町 長 様

住 所

氏 名

印

〔法人その他の団体にあつては、所在地  
名称並びに代表者の氏名及び印〕

次のとおり係留艇を一時搬出するので届け出ます。

利用施設番号		艇種又は船名		セール番号	
搬出の理由					
利用承認期間	年 月 日	搬出予定年月日	年 月 日	再搬入予定年月日	年 月 日

上記の艇の搬出を確認しました。

年 月 日

真 鶴 町 長 様

確認者 職氏名

上記の艇の再搬入を確認しました。

年 月 日

真 鶴 町 長 様

確認者 職氏名

## 競技会等開催届

年 月 日

真 鶴 町 長 様

主催又は主管(団体)名 \_\_\_\_\_

所 在 地 \_\_\_\_\_  
(電話)

代 表 者 氏 名 \_\_\_\_\_

連 絡 責 任 者(住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_ (電話) \_\_\_\_\_

このたび相模湾で \_\_\_\_\_ 競技会を開催することになり、次のとおり真鶴港の港湾施設を利用したいので届け出ます。

1 競技会名 \_\_\_\_\_

2 開催日時 \_\_\_\_\_

3 利用期間 \_\_\_\_\_

4 利用艇の規格及び艇数 \_\_\_\_\_

5 補助金の有無及び交付者 \_\_\_\_\_

6 参加艇名簿(真鶴港保管艇) \_\_\_\_\_ 別紙のとおり

(他港からの参加艇) \_\_\_\_\_ 別紙のとおり

## 荷さばき地利用承認申請書

年 月 日

真 鶴 町 長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

印

次のとおり荷さばき地を利用したいので、承認を申請します。

1.施 設 名	
2.目的(貨物の種類)	
3.仕 出 港	港
4.仕 向 港	港
5.面 積	平方メートル
6.期 間	年 月 日から 年 月 日まで



## 荷さばき地利用承認書

年 月 日

殿

真 鶴 町 長

次のとおり荷さばき地の利用を承認する。

1.施設名	
2.目的(貨物の種類)	
3.仕出港	港
4.仕向港	港
5.面積	平方メートル
6.期間	年 月 日から 年 月 日まで

# 真 鶴 港 一 時 使 用 届

年 月 日

真 鶴 町 長 様

住 所

氏 名

⑩

職 業

電話番号

次のとおり港湾内において行為をしたいので届け出ます。

行為の目的	
行為の内容	
行為の期間	
行為の場所	
そ の 他	

- 注意事項 1. 港湾内における行為は係員の指示によること。  
2. 港湾内の艇その他器物に無断でふれないこと。